

ID: 740

担当部署: 総合政策部 市民協働推進室

処分の概要	地縁による団体の認可の取消し		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の2第14項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
<p>【基準】 法第260条の2第2項及び第14項の規定による。 第260条の2 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。 (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。 (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 (4) 規約を定めていること。</p> <p>14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3002

担当部署: 総合政策部 市民協働推進室

処分の概要	設立の認証の取消し		
法令名 根拠条項	特定非営利活動促進法 第13条第3項		
法令番号	平成10年法律第7号		
<p>【基準】</p> <p>法第13条第3項の規定による。 (成立の時期等)</p> <p>第13条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。</p> <p>2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても第1項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3007

担当部署: 総合政策部 市民協働推進室

処分の概要	改善命令(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	特定非営利活動促進法 第42条		
法令番号	平成10年法律第7号		
<p>【基準】 法第42条の規定による。 (改善命令)</p> <p>第42条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第12条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3008

担当部署: 総合政策部 市民協働推進室

処分の概要	設立の認証の取消し(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	特定非営利活動促進法 第43条第1項及び第2項		
法令番号	平成10年法律第7号		
<p>【基準】</p> <p>法第43条第1項及び第2項の規定による。 (設立の認証の取消し)</p> <p>第43条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。</p> <p>2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日